

防火構造等の認定の小屋裏の防火被覆の必要性の有無について

防火材料等関係団体協議会（一般財団法人 日本建築防災協会）「防火材料等の認定や運用にかかる質問・回答集」（改定：平成29年6月）で以下の記載がされています。

対象となっている部位が外壁の屋内側とみなせる場合は、外壁として認定を受けている仕様の屋内側被覆に準じなければなりません。ただし、対象部位が軒裏で遮られている場合は不要です。

「建築物の防火避難規定の解説2016、日本建築行政会議編集、(株)ぎょうせい発行」に示されている図は、以下のとおりです。

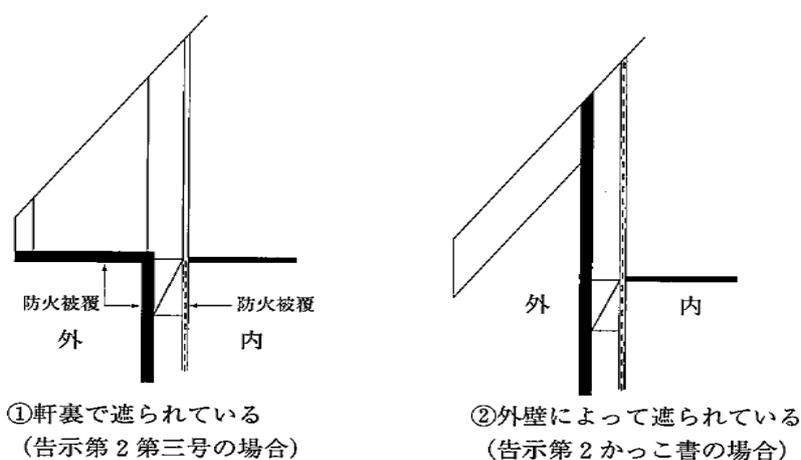


図 外壁及び軒裏の防火構造

また、神奈川県建築行政連絡協議会では、「屋内側仕上げの範囲」の図を公表しています。（下図参照）

■ 屋内に面する部分

